

整備指針骨子（案） について

整備指針骨子（案）について

○整備指針の項目（案）

- | | |
|--------------|--|
| I. 現状と課題 | ①福岡市の公園の現状
②インクルーシブな遊具広場整備に向けた課題
③目指すべき方向性 |
| II. 整備 | ①「インクルーシブな遊具広場」の定義
②整備にあたっての重要な視点
③整備にあたっての基本的方針
④整備の流れ |
| III. 遊具・関連施設 | ①遊具・関連施設の基本的考え方
②主な遊具 ③主な関連施設 |
| IV. 運営管理 | ①運営管理の基本的な考え方
②維持管理 ③安全管理 ④運営管理
⑤情報発信 ⑥改善 |
| V. 参考資料 | ①参考事例 ②ヒアリング結果
③用語 ④関係法令等 |

整備指針骨子（案）について

○整備指針の項目（案）

赤字：本日ご確認いただきたい項目

I. 現状と課題

- ①福岡市の公園の現状
- ②インクルーシブな遊具広場整備に向けた課題
- ③目指すべき方向性

II. 整備

- ①「インクルーシブな遊具広場」の定義
- ②整備にあたっての重要な視点
- ③整備にあたっての基本的方針
- ④整備の流れ

III. 遊具・関連施設

- ①遊具・関連施設の基本的考え方
- ②主な遊具
- ③主な関連施設

IV. 運営管理

- ①運営管理の基本的な考え方
- ②維持管理 ③安全管理 ④運営管理
- ⑤情報発信 ⑥改善

V. 参考資料

- ①参考事例 ②ヒアリング結果
- ③用語 ④関係法令等

- ・福岡市には**1,695**カ所の公園がある。
- ・公園整備、改修においては、ユニバーサルデザインなどによる整備やワークショップ・住民説明会などによる地域住民との共働の公園づくりを進めている。
- ・福岡市では、**2011**年から「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市福岡」プロジェクトをスタート。
- ・公園整備においても福岡市福祉のまちづくり条例や、国土交通省が定める都市公園の移動円滑化指針に基づき、誰もが利用しやすい園路、トイレなどの整備を進めてきた。
- ・バリアフリーからユニバーサルデザインと発展し、さらに「インクルーシブ」という概念が注目されるようになった。

- ・遊具及び遊具広場については、一部の事例はあるがユニバーサルデザインの視点に立った整備は進んでいない状況にある。
- ・インクルーシブな遊具広場については、整備事例も少なく、市民ニーズの把握不足、整備基準が未検討である、市民への周知が不足している、整備コストの適正化など課題を抱えている。



- ・本指針では、公園の遊び・遊具の視点において、インクルーシブな遊具広場の整備を進めるための方向性を明確化する。

Ⅱ. 整備 ①「インクルーシブな遊具広場」の定義

障がいの有無などに関わらず、
あらゆる子ども達が、お互いに理解、支え合いながら、
安心して、一緒に遊ぶことができる遊び場

その整備・運営にあたっては、効用を高める
公園内の周辺施設（「関連施設」という）を含めて検討

～ユニバーサルデザインの7原則～

「公平性」；誰でも同じように利用できる

「自由度」；使い方を選べる

「単純性」；簡単に使える

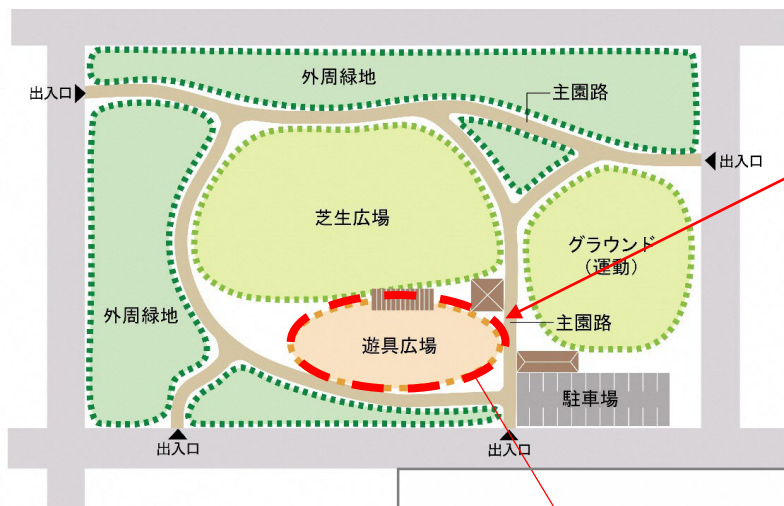
「明確さ」；欲しい情報がすぐに分かる

「安全性」；ミスや危険につながらない

「体の負担の少なさ」；無理なく使える

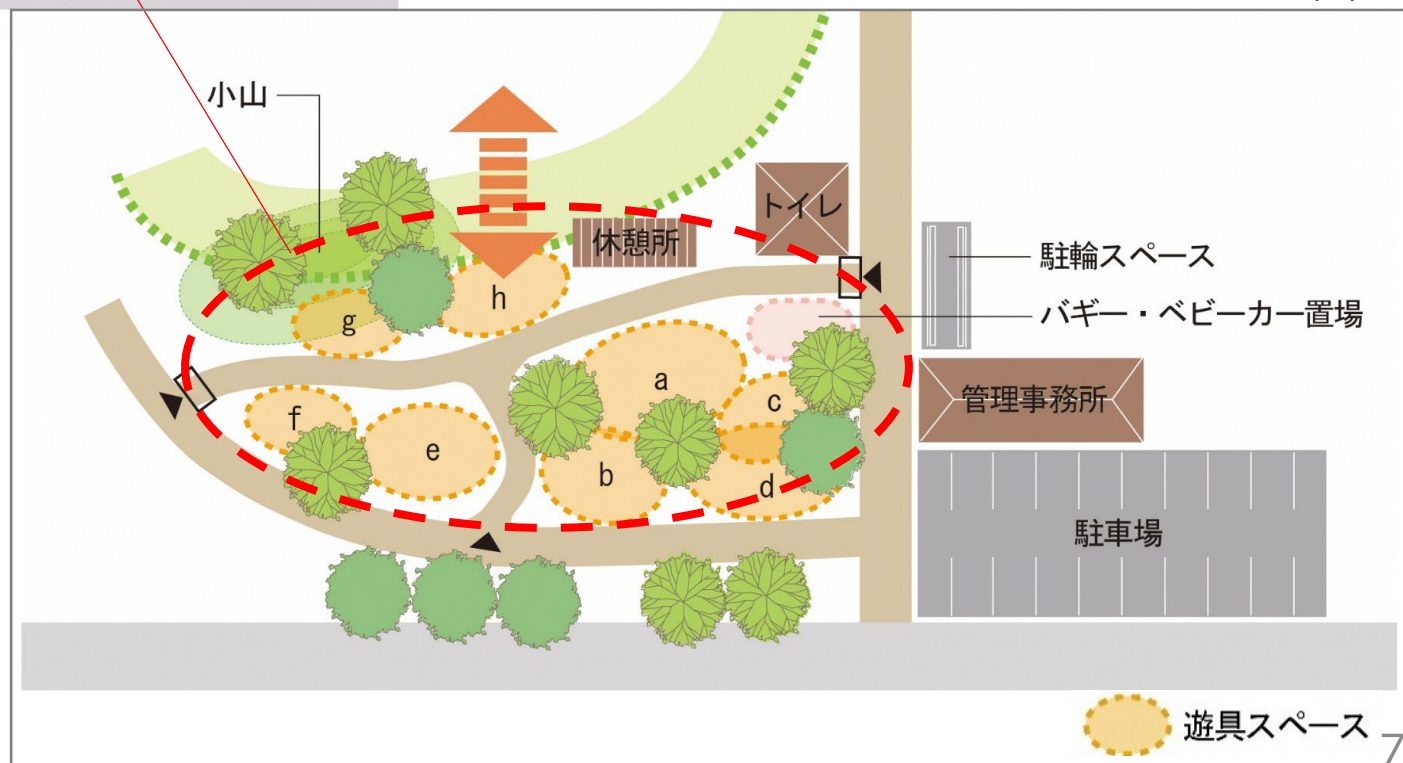
「空間性」；使いやすい広さや大きさ

概念図



インクルーシブな遊具広場

▼拡大図



Ⅱ．整備 ②整備にあたっての重要な視点

○インクルーシブな遊具広場が備えるべき要素（たたき台）

項目	要素	具体例
1	安心して公園を訪れることができる	・ バリアフリー（駐車場、段差解消等） ・ 見守りやすい空間（木陰、ベンチ等） ・ 滞在しやすい（トイレ、ベビーカー置き場等） など
2	あらゆる子どもが遊びやすい	・ 様々なペース(年齢・障がい)の子が同時に遊べる ・ 安全な舗装や外囲い など
3	五感を刺激する	・ 砂場や水場 ・ 植栽や起伏のある空間 ・ 音や触覚でも楽しむことのできる遊び場 など
4	気持ちよく交流できる	・ 交流を促す遊具やゾーニング ・ パーソナルスペースの確保 など
5	インクルーシブな遊具広場に関する情報発信	・ 遊び場の説明 ・ 情報発信 など

Ⅱ. 整備 ③整備にあたっての基本的方針

■「インクルーシブな遊具広場」の整備の基本的方針

整備においては、以下の基本的な方針にもとづき進める。

- ・ユニバーサルデザインの視点で整備

「インクルーシブな遊具広場」はユニバーサルデザインの7原則（公平性、自由度、単純性、明確さ、安全性、体の負担の少なさ）の視点に基づいて整備する。

- ・関連する基準等に準拠して整備

バリアフリー法、市公園条例、市福祉のまちづくり条例に準拠

Ⅱ．整備 ③整備にあたっての基本的方針

■「インクルーシブな遊具広場」の整備の基本的方針

整備においては、以下の基本的な方針にもとづき進める。

- ・利用者ニーズを把握して整備

整備対象公園特有の公園の周辺環境、利用者の属性、利用形態などを可能な限り把握するとともに、整備指針策定時に寄せられた意見を最大限踏まえることで、利用者ニーズを踏まえた設計を行う。

- ・管理運営形態を想定して整備

基本的には一般の都市公園と同様な利用が想定されるが、各公園の特性に応じて、管理者とも協議を行い、ボランティアやスタッフの配置など、管理運営の方向性を想定して整備を進める必要がある。

Ⅱ．整備 ③整備にあたっての基本的方針

■計画の手順

整備手順については、対象公園の実情に応じて以下の流れを想定する。

- ①現況把握 公園施設や利用者の特性、地形などの敷地特性の把握
- ②方針設定 上記①を踏まえて、広場の性格や特に配慮する利用者、外周の囲いの有無、関連施設改善、管理形態等を検討
- ③敷地選定 上記①②を踏まえて、園内の整備場所を選定
- ④ゾーニング、動線計画 敷地の活用方針や施設の配置の方向性を図面等に整理
- ⑤遊具、施設選定 整備場所の機能やニーズ、規模等を総合的に判断して設置。子供同士の交流が生まれるよう配慮。
- ⑥計画図作成 全体の利用動線や安全領域等を考慮し整理
- ⑦概算工事費算出 市積算基準やメーカー見積により算出

Ⅲ. 遊具・関連施設 ①遊具・関連施設の基本的考え方

■遊具

「インクルーシブな遊具広場」に設置する遊具については、ユニバーサルデザインに配慮した遊具を基本とする。
なお、遊具は以下の基準に準拠したものとする。

- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）国土交通省
- ・遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 （一社）日本施設業協会

Ⅲ．遊具・関連施設 ①遊具・関連施設の基本的考え方

■関連施設

「インクルーシブな遊具広場」の効用を高めるためには、関連施設の整備も合わせて検討する。

公園の出入口や駐車場・園路・トイレ・休憩所などが、安全、快適で利用しやすい状態に整備されていることが必要であるほか、芝生広場や樹木などの周辺環境は、創造的で多様な遊びを生み出すために重要である。

Ⅳ. 運営管理 ①運営管理の基本的な考え方

■運営管理

インクルーシブな遊具広場は、特別な基準にもとづいた特別な仕様の遊具を導入するものではない。一方で、遊具は重大事故の発生が比較的多い公園施設でもあるため、適切な「維持管理」「運営管理」が必要である。

また、上記の日常的な管理を行うとともに、インクルーシブな遊具広場の考え方を広め、また継続的に改善を施すために、「情報発信」「改善に向けた検討」も重要な視点となる。